

労審発第1727号
令和7年12月24日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

労働政策審議会
会長 岩村 正彦



令和7年12月24日付け厚生労働省発基1224第11号をもって労働政策審議会に諮問のあった「賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和7年12月24日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

労働条件分科会

分科会長 山川 隆一

「賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」に
について

令和7年12月24日付け厚生労働省発基1224第11号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

要綱は、妥当と認める。